

地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画の軽微な変更について

1 概要

地域公共交通確保維持改善事業実施要領の規定により、計画の軽微な変更については、協議会の開催要件が緩和されている。

2 内容

予め協議会において事前に包括的な合意が得られている場合で、以下のいずれをも満たす軽微な変更の場合については、変更の都度、協議会を開催しなくても協議会の議論を経たものとして取り扱う。

- ・各補助対象系統の1日当たり計画運行回数の10%以内又は1回以内の増減
- ・各補助対象系統の計画運行日数の10%以内の増減
- ・各補助対象系統のキロ程の10%以内の増減
- ・各補助対象事業者に係る内定額の総額の10%以内の増減

ただし、当該変更後の計画については、協議会構成員において情報共有される必要がある。